

3. 三重県庁の環境マネジメントシステム（ISO14001）

環境への負荷を継続的に改善するため、三重県本庁と全ての県民局に、環境マネジメントシステム ISO 14001 を導入して取組を行っています。

（1）ISO14001 適用組織及び環境管理推進組織

三重県庁では、循環を基調とし、人と自然が共にある環境の保全と創造に向けた継続的な改善に取り組むため、平成 12 年 2 月 23 日に本庁舎とその周辺機関で ISO14001 の認証を取得しました。その後、平成 13 年 3 月 30 日には、その範囲を全ての地域機関（北勢県民局、津地方県民局、松阪地方県民局、南勢志摩県民局、伊賀県民局、紀北県民局及び紀南県民局）に拡大し、平成 13 年度は本庁と全ての県民局で ISO14001 に基づく環境管理を進め、継続的改善を図ってきました。

環境方針

1 基本理念

三重県は、『環境の世紀』と認識する 21 世紀の地球市民の一員として、環境に配慮した経済社会活動やライフスタイルの構築に向け、県民・事業者・行政が協働して、環境先進県づくりの県民運動を進めます。

このため、三重県庁は、自ら率先して環境保全行動への取り組みの証として、国際規格 ISO 14001 の認証を取得し、その実践を通じて、持続的発展の可能な社会の実現を目指して努力します。

2 基本方針

三重県庁は、自らが行う事務事業活動が直接もしくは間接的に環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、以下の方針に基づき、環境目的・目標を定め、定期的な見直しを行い、積極的に行動します。

- (1) 『①循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築、②人と自然が共にある環境の保全、③やすらぎと潤いのある快適な環境の創造、④環境保全活動への参加と協働』の達成に向けて環境保全施策の推進に努めます。
- (2) オフィス活動においては、省資源・省エネルギーを図るとともに、環境に配慮した物品の購入などのグリーン購入や紙ごみなどの資源化・廃棄物の減量化を図り、環境負荷の低減に努めます。
- (3) 事務事業においては、公共事業等の計画段階から環境に配慮し、環境影響の低減に努めます。
- (4) 環境関連法規等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- (5) 環境方針及び環境目的・目標の達成状況は、内外に開示し、誰もが入手できるようにします。

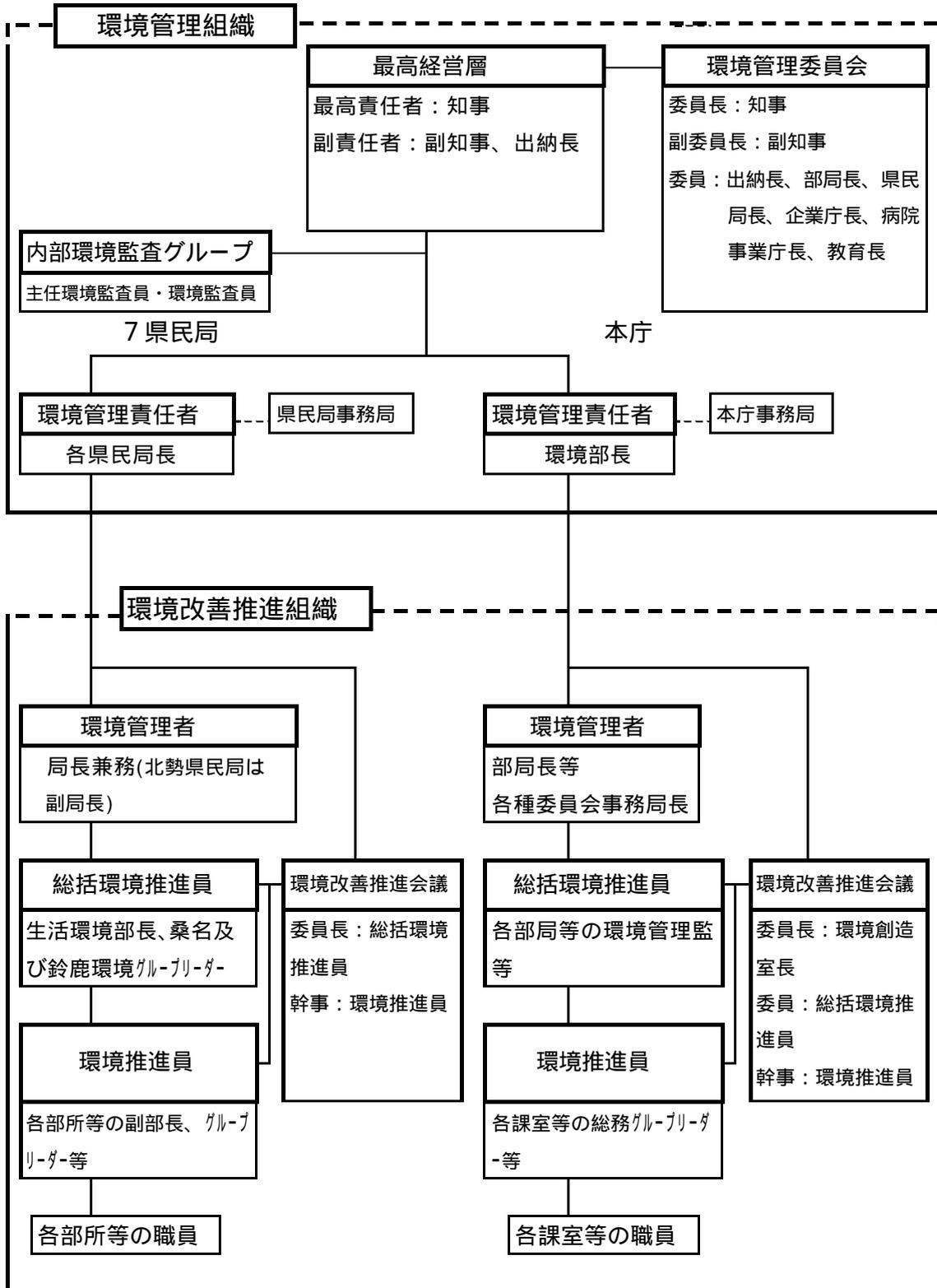
1999年10月1日

三重県知事

北川 正恭

その環境管理推進組織は、知事をトップとして以下のようになっています。

環境管理推進組織図



上記組織は平成 13 年度のもので、平成 14 年 4 月から組織が一部改正になっています。

(2) 職員の環境教育

役割と権限に応じて職員一人ひとりが
環境研修に取り組んでいます。

ア 組織内での研修

ISO14001 を運用し、継続的に環境負荷低減を図っていくため、下表の研修計画に基づき、本庁及び各県民局で研修を実施しました。

| 研修の種類 | 対象者 | 研修目的 |
|------------------|-------------------------------|---|
| 一般職員研修 (5～6月) | 新規採用者、新たに適用対象組織の職員となった者 全員 | 環境マネジメントシステム全般の知識や環境方針、目的・目標、環境管理プログラムについて理解させ、個々の職員に自覚させる。 |
| 総括環境推進員及び環境推進員研修 | 総括環境推進員及び環境推進員 | 環境マネジメントシステムの運用に関する理解を深め、各部局等の責任者としての自覚を高める。 |
| 特定業務職員研修 | 著しい環境影響の原因となりうる活動・サービスに従事する職員 | 著しい環境影響の原因となりうる活動・サービス（オフィス活動を除く）に従事する職員に専門的知識及び技能を習得させる。 |
| 環境管理者研修 | 環境管理者 | 環境マネジメントシステムの重要性を理解させ、環境管理者としての責任を自覚させる。 |

職員の研修の1コマ



イ 外部研修機関による研修

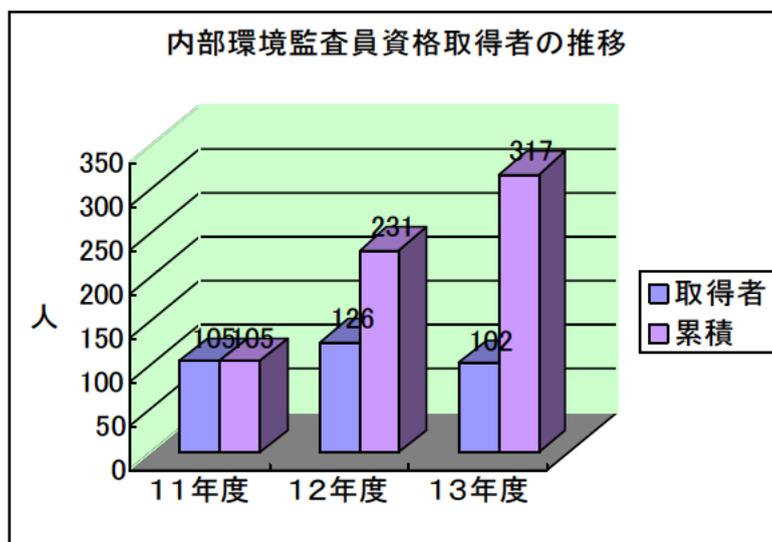
ISO14001 を運用するためのキーパーソンとなる職員は、外部研修機関の研修を受講してスキルアップを図っています。

総括環境推進員と環境推進員は、内部環境監査員の資格取得研修を、また、事務局担当職員は、システム構築研修や環境審査員補研修などさらに高度な研修を受講しています。

| 研修の種類 | 対象者 | 受講人数 |
|------------------|--------------------|------|
| 内部環境監査員研修 | 新任総括環境推進員及び新任環境推進員 | 102名 |
| 環境マネジメントシステム構築研修 | 事務局担当者 | 3名 |
| 環境審査員補研修 | 事務局担当者 | 5名 |

なお、平成13年度には新たに102名の職員が内部環境監査員資格を取得し、平成11年度からの累積有資格者は、317人になりました。

毎年、秋には資格取得者で環境監査チームが編成され、内部環境監査（P.10）が実施されます。



(3) 環境に関する法規制等の遵守

定期的な監視測定を行っています。

三重県の各庁舎には、ボイラーや浄化槽などの環境法令の適用を受ける設備があります。これらの設備については、各々の法基準を遵守し、設備毎に監視測定の計画を立てたうえで定期的に排気、排水や騒音等の監視測定を行うといった運転管理をしています。

また、廃PCB機器については専用の保管庫で管理し、紛失やPCB（ポリ塩化ビフェニール）の流出がないか定期的にチェックしています。

<法規制を受ける主な設備及び規制法令>

ボイラー：大気汚染防止法

浄化槽：水質汚濁防止法、浄化槽法

送風機：騒音規制法

ゴミ、廃PCB機器：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

オイルタンク：消防法

平成13年度は、本庁及び県民局において、すべての項目について法規制等が遵守されていることが確認されました。

本庁の中央監視室

本庁舎の設備が正常に稼働しているかを常に見守っています。



(4) 内部環境監査と外部審査

ISO14001 のシステムでは、各組織の作成した環境管理の計画が規格に合っているか、また、計画どおり実施されているかを点検し、必要に応じ是正することが要求されています。

その点検には、組織内部で行う内部環境監査と第三者機関による外部審査があります。平成 13 年度の実施結果は以下のとおりでした。

内部環境監査では、125 件の不適合が発見されましたが、年度内にすべて是正を完了しました。

外部審査では、環境管理のシステムが有効に機能していることが認められました。

ア 内部環境監査

平成 13 年度の内部環境監査を、10 月 31 日～12 月 7 日の間に、本庁及び全ての県民局で実施しました。

その結果、前年度の約 2 / 3 にあたる 125 件の不適合が各部署で指摘されました。北勢県民局桑名庁舎と津地方県民局では放置するとシステムの運用に重大な影響を及ぼすと考えられる不適合が含まれていたため、最高責任者（知事）から環境管理責任者に是正の勧告を行いました。

なお、平成 14 年 2 月 12 日までに全ての不適合が是正されたことが確認されました。

平成 13 年度 内部環境監査の結果

重要な問題を発生する可能性のある
不適合の内容

| 県民局名等 | 不適合件数 |
|------------|-------|
| 本庁 | 14 |
| 北勢県民局桑名庁舎 | 11 |
| 北勢県民局四日市庁舎 | 15 |
| 北勢県民局鈴鹿庁舎 | 7 |
| 津地方県民局 | 16 |
| 松阪地方県民局 | 13 |
| 南勢志摩県民局 | 10 |
| 伊賀県民局 | 14 |
| 紀北県民局 | 17 |
| 紀南県民局 | 8 |
| 総計 | 125 |

北勢県民局桑名庁舎

○不適合の是正がなされていない。

○法的要求事項の見直しが実施されていない。

津地方県民局

○記録類が一部紛失している。

○法規制の遵守状況が確認できない。

イ 外部審査

三重県の ISO14001 は、審査登録機関である（財）日本規格協会（JSA）によって、1年に一度定期的に審査が行われています。

平成13年度は、平成14年1月16日から18日の3日間にわたって3名の審査員により本庁を含む全ての県民局で実施されました。

その結果の概要は以下のとおりで不適合事項（☆1）はありませんでした。

◎ 審査結果の概要と対応

○不適合事項

検出された不適合事項はありませんでした。

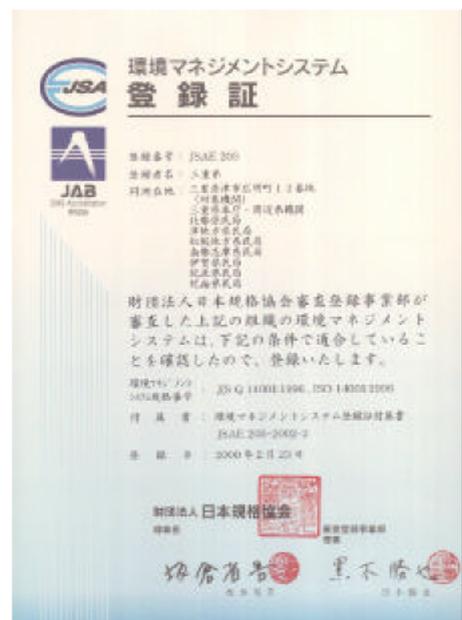
○観察事項（☆2）5件

以下の5件について指摘され、＜対応＞欄に示したようにシステムの改善を行いました。

- 1 目標達成のための行動内容の進捗状況を管理するプログラムに具体性のないものがある。
＜対応＞ プログラム設定管理表の記入方法を変えました。
- 2 環境方針の重要性を自覚させる一般職員研修等で、啓発用のリーフレットが環境方針と混同して使用されている。
＜対応＞ 環境方針とは別に、啓発用リーフレットをマニュアル上に位置づけて区別しました。
- 3 職員の中に目的・目標の内容を理解できていない者がいる。
＜対応＞ 一般職員研修を全員が毎年1回以上受けるように変更しました。
- 4 著しい環境側面である公共工事の工事契約時に、運用手順書等を文書で伝達していることの確認ができない。
＜対応＞ 三重県公共工事共通仕様書の添付資料に「環境方針」及び該当する「運用手順書」を掲載し、文書で伝達することとしました。
- 5 法的要求事項の遵守状況確認書で、届出書の提出等が評価できるようになっていない。
＜対応＞ 届出事項についても、記入するよう事務局より指示することとしました。

☆1 不適合事項
ISO14001では、各組織が約束したことや法律が守られていないなどの状況のことです。

☆2 観察事項
不適合には当たらないけど、次の審査までには改善してほしいことです。



2002年2月15日
維持確認された登録証

当日審査を行っていた
だいた日本規格協会の
審査員さんからうれし
いコメントをいただき
ましたので掲載しま
す。



評価された内部環境監査のしくみ（外部審査員のコメントから）

三重県のEMS（環境マネジメントシステム）は、2000年11月1日に全県に拡大され東西約80km、南北170kmの南北に細長い地域を、本庁と7県民局に分けて運営されているマルチサイトシステムである。このような大きなシステムにもかかわらず、内部環境監査は非常に旨く機能している。

最高経営層（知事）によって指名された環境監査員は、この1年で新たに102名増加し317名となった（うち環境審査員補資格保有者5名）。また、前回審査で“内部環境監査員は、代表主任環境監査員が直接最高経営層に報告するよう是正すること”の指摘を受けて、2001年3月10日に「環境管理マニュアル」を改定した。内部環境監査の指摘の内容は当を得たものが多く、その結果は最高経営層である知事に代表主任環境監査員が直接報告した。内部環境監査の独立性と客観性が高度に機能し、報告を受けて知事が直接強いリーダーシップのもとに県民局長等に指示している。

内部環境監査結果の報告が、環境管理責任者を通して報告されるシステムを他のEMSに散見するが、三重県のシステムはマルチサイトシステムが中央で管理され、水平展開され、EMSの運営・維持と内部環境監査とが切り分けられて非常に旨くシステムが機能している典型的な例であると思う。内部環境監査の本来の意味を理解して実践している本庁の環境管理責任者をはじめ各事務局の連携と努力に敬意を表します。来年は3年目の更新審査を迎える年です。

知事は環境方針を見直すと言われた。さらにレベルの高い、本来業務をより効率的に推進するためのツールとしてEMSが構築されることを期待します。